平成２３年（フ）第１３９号
宮崎市清武町正手２丁目13番地２
債務者　河原さおり
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５３号
宮崎市大橋３丁目51番地　イモトコーポ103号
債務者　齊藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６２号
宮崎県西都市大字三宅2280番地３　河野アパート11号室
債務者　荒川　由記（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８７号
盛岡市山岸４丁目17番35号
債務者　伊勢澤カチ
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９３号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字下高柳７番地６
債務者　冨山　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９４号
広島県三次市甲奴町宇賀412番地２、旧住所広島県三次市甲奴町小童1011番地
債務者　杉本　大志
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６８号
山口県下関市豊北町大字神田上7078番地２
債務者　岡村　芳雄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
山口県下関市豊北町大字神田上7078番地２
債務者　岡村　清江
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
山口県下関市栄町11番８号
債務者　鎌石直一郎
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
石川県小松市島町ワ７番地10
債務者　石原清一郎
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９２２号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘Ｔ－１棟207号
債務者　宮本　和則
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１５号
愛知県弥富市前ケ須町南本田351番地１　リライアンス桜Ｄ―201
債務者　川上ひろ子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３号
高知市神田1173番地７
債務者　馬場　豊子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４号
高知市神田1173番地７
債務者　馬場　賢治
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５号
高知市塩屋崎町１丁目９番16号　コーポ梅ノ木谷301
債務者　馬場　由之
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５１号
高知市石立町37番地12　香月アパート２Ｆ東
債務者　桜木　宏俊
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１０号
高知市西秦泉寺186番地
債務者　西谷　佳子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１５号
高知市朝倉戊530番地５　マンション潮203
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高知地方裁判所破産係